

❖ 教職課程(2021年度入学者)

法学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
法律学科	社 会	公 民
法政策学科	社 会	公 民

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いてあります(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。**必ず1日に1回は確認するようにしてください。**

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格		学士の学位を有すること (学部履修規定をよく読んで卒業要件単位数を満たすこと)	
必要な区分 (法定単位)		本学における最低修得単位数	
第6条の6に定める科目	日本国憲法(2)	各免許状共通	2 又は 4
	体 育(2)		3
	外 国 語 コミュニケーション(2)		2
	情報機器の操作(2)		2
教育の基礎的理解に関する科目等 (中学校27) (高校23)		中学校社会	33
		高校 公民	29
教科及び教科の指導法に関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種・教科ごとに修得すること		中学校社会	28
		高校 公民	24
大学が独自に設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種・教科ごとに修得すること		中学校社会	0
		高校 公民	6

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

- (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等		
科目	単位数	授業科目(単位数)		最低修得単位数
日本国憲法	2	ア	日本国憲法(2)	ア(2単位)・イ(4単位) いずれか選択必修
		イ	憲法概論(2) 憲法Ⅰ(2)	
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)		3単位必修
外国語 コミュニケーション	2	基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1)		2単位選択必修
情報機器の操作	2	ア	データ・AIと社会(2)	ア・イいずれか 2単位選択必修
		イ	コンピュータ基礎実習(初級)(1) コンピュータ基礎実習(上級)(1)	

注意事項

1. 1. 3年次末までに各科目区分で2単位以上(体育は3単位)修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法に規定する科目区分等				本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等		単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考
		中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			2単位 必修		3年次末までに修得すること	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			2単位 必修			
	教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)			選択			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			2単位 必修		3年次末までに修得すること(注2)	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			2単位 必修			
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—	
	総合的な学習の時間の指導法			2単位 必修			
	特別活動の指導法			2単位 必修			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			2単位 選択必修			
	生徒指導の理論及び方法			2単位 必修		3年次末までに修得すること	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			2単位 必修		3年次末までに修得すること	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			2単位 必修			
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修		3年次末までに修得すること
				教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修	
	教職実践演習	2	2	教職実践演習(中・高)(2)	2単位 必修		
最低修得単位数		27	23	合計	33	29	

❖ 教職課程(2021年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を履修することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校社会》			法律学科			
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1単位以上	日本史概論(2) 東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	6単位必修	日本法制史A(2) 日本法制史B(2) 西洋政治史I(2) 西洋政治史II(2) アジア政治外交史(2) 政治思想史(2)
		地理学 (地誌を含む。)	1単位以上	人文地理学原論(2) 自然地理学原論(2)	4単位必修	人文地理学応用(2) 自然地理学応用(2) 地誌学(2)
		「法律学、政治学」	1単位以上	政治学原論I(2) 政治学原論II(2) 政治学入門(2) 国際政治学I(2)	4単位 選択必修	法学概論(2) 民法概論(2) 民法A(総則・物権)(2) 行政法I(2) 行政法II(2) 国際法I(総論)(2) 国際法II(国家管轄権)(2) 刑事訴訟法I(4) 行政学(2)
		「社会学、経済学」	1単位以上	社会学概論A(2) 社会学概論B(2) 法社会学A(2)	4単位 選択必修	
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	哲学概論A(2) 哲学概論B(2)	2単位 選択必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				20
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		8単位以上	社会科教育法1・2(4) 社会科教育法3・4(4)	8単位 必修		
合計		28	合計	28		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習I(4)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに「社会科教育法1・2(4)」または「社会科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習I(4)」を履修することはできません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校公民》			法律学科		
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	法学概論(2) 国際法Ⅰ(総論)(2) 国際法Ⅱ(国家管轄権)(2) 政治学原論Ⅰ(2) 政治学原論Ⅱ(2) 政治学入門(2) 国際政治学Ⅰ(2) 国際政治学Ⅱ(2)	12単位 選択必修	民法概論(2) 民法A(総則・物権)(2) 行政法Ⅰ(2) 行政法Ⅱ(2) 刑事訴訟法Ⅰ(4) 行政学(2)
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概論A(2) 社会学概論B(2) 法社会学A(2)	4単位 選択必修	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論A(2) 哲学概論B(2)	4単位 必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計		20	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4単位以上	公民科教育法1・2(4) 公民科教育法3・4(4)	4単位 選択必修	
合計	24	合計	24		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに「公民科教育法1・2(4)」または「公民科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、高校公民の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校社会》			法政策学科			
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1単位以上	日本史概論(2) 東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	6単位必修	日本法制史A(2) 日本法制史B(2) 西洋政治史I(2) 西洋政治史II(2) アジア政治外交史(2) 政治思想史(2)
		地理学 (地誌を含む。)	1単位以上	人文地理学原論(2) 自然地理学原論(2)	4単位必修	人文地理学応用(2) 自然地理学応用(2) 地誌学(2)
		「法律学、政治学」	1単位以上	政治学原論I(2) 政治学原論II(2) 政治学入門(2) 国際政治学I(2)	4単位 選択必修	法学概論(2) 民法概論(2) 民法A(総則・物権)(2) 行政法I(2) 行政法II(2) 国際法I(総論)(2) 国際法II(国家管轄権)(2) 刑事訴訟法I(4) 行政学(2)
		「社会学、経済学」	1単位以上	社会学概論A(2) 社会学概論B(2) 法社会学A(2)	4単位 選択必修	
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	哲学概論A(2) 哲学概論B(2)	2単位 選択必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				20
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		8単位以上	社会科教育法1・2(4) 社会科教育法3・4(4)	8単位 必修		
合計		28	合計	28		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習I(4)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに「社会科教育法1・2(4)」または「社会科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習I(4)」を履修することはできません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校公民》			法政策学科		
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	法学概論(2) 国際法Ⅰ(総論)(2) 国際法Ⅱ(国家管轄権)(2) 政治学原論Ⅰ(2) 政治学原論Ⅱ(2) 政治学入門(2) 国際政治学Ⅰ(2) 国際政治学Ⅱ(2)	12単位 選択必修	民法概論(2) 民法A(総則・物権)(2) 行政法Ⅰ(2) 行政法Ⅱ(2) 刑事訴訟法Ⅰ(4) 行政学(2)
		「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概論A(2) 社会学概論B(2) 法社会学A(2)	4単位 選択必修	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論A(2) 哲学概論B(2)	4単位 必修	
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計		20	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8単位以上	公民科教育法1・2(4) 公民科教育法3・4(4)	4単位 選択必修	
合計		24	合計	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、高校公民で教育実習を行う場合、3年次末までに「公民科教育法1・2(4)」または「公民科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、高校公民の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に設定する科目	4	12	高校 公民	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中学校 高校 全教科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅠA(2) 教職ゼミナールⅠB(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2)	選択	選択 必修
合計	4	12	合計		0	6

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校社会については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校公民については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で6単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は、必修の「道徳教育論(2)」を含め6単位です。
「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。